

# トラック運転手の労働災害防止に向けて「共同宣言」を調印

荷主及びトラック事業者の労働災害防止及び適正な取引の確保に係る「共同宣言7か条」

藤沢労働基準監督署

当署管内（藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市及び高座郡寒川町）における平成26年の陸上貨物運送事業における休業4日以上労働災害は、対前年比66.7%の増加となり、中でも荷役作業中の事例が7割を超えています。

陸上貨物運送事業者のみによる労働災害防止対策には限界があり、労働災害の減少の取組については、荷主の協力が不可欠であることから、近年、当署管内の労働災害防止団体による話し合いがなされ、平成27年6月1日に荷主団体である

（公社）神奈川労務安全衛生協会 藤沢支部

建設業労働災害防止協会 神奈川支部湘南分会

とトラック事業者団体である

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部湘南分会

が、関東運輸局神奈川運輸支局長、藤沢労働基準監督署長の立ち会いのもと、トラック運転手の安全確保について、荷主団体とトラック事業者団体が協力して取り組むことを目的として共同宣言文に調印しました。

この内容は、第88回全国安全週間 湘南地区推進大会においても御紹介いたしました。

今後、上記の労働災害防止団体は、今回の「共同宣言」を会員に周知し、荷主団体とトラック団体が協力して荷役作業の労働災害防止に取り組むこととしています。

- 1 荷主及びトラック事業者における法令遵守等の取組に向けた会員事業場への周知
- 2 荷主及びトラック事業者における荷役作業時の安全管理体制の整備等
- 3 荷役作業等に係る問題点解決に向けた安全衛生協議会等の設置と取組
- 4 経営トップによる安全衛生に係る基本方針の表明と年間安全衛生管理計画書の作成
- 5 災害防止団体主催の研修会等を利用した「荷役作業等における役割分担の明確化と運送契約等による書面化の推進」の必要性に向けた教育の実施と事業者における取組事項の周知
- 6 トラック・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械に係る労働災害防止対策の確立
- 7 運送業務等における適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止対策

荷主及びトラック事業者の労働災害防止及び適正な取引の確保に係る「共同宣言7か条」(全文)

「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」(パンフレット)